

吉沢章子委員 おはようございます。私は一問一答で4項目質問させていただきます。

1、市営住宅の優遇制度についてまちづくり局に、2、建築物の緑化について環境局、教育委員会、財政局、副市長に、3、CSRの取り組みと政策入札について総合企画局、財政局、4、市民が決める市民税の用途について財政局と、これは要望のみですが副市長に、質問させていただきます。

その前に要望事項を2点させていただきます。1つは建設局長に。昨年12月の決算審査特別委員会において伺いました五反田川河川管理道路の通学路確保について、来月10月7日の検査後、通行可能ということでございます。五反田川整備事業の先が見えない状況で、6年余り閉ざされていた東生田小学校の通学路がようやく復活ということで、皆さん大変喜んでいらっしゃいます。ありがとうございます。今後も、地元の方々と協議すべき点はしっかりと協議をいただきながら進めていただきますことを、要望申し上げます。

2点目は環境局長に。生田緑地、東生田緑地、そして生田8丁目緑地でございますが、それぞれ地域特性を生かしながら保全されております。そのうち、生田8丁目緑地の防護壁について、長年北部公園事務所や緑政担当の方にも御苦労いただき、私も先代から引き続いて、地元の方々と御一緒にかかわってまいりました件でございます。地元の皆さんの御理解と御協力によりまして、ようやく諸条件の環境が整いましたので、ぜひ来年度予算で生田8丁目緑地の防護壁工事をしていただきますよう、強く要望申し上げます。また、この緑地は固まりの緑として、今後、地元とよく協議していただきながら、あり方についても、私も一緒に検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

では質問に移ります。最初に、まちづくり局に市営住宅の優遇制度について伺います。歳入の13款1項8目まちづくり使用料に関連して、市営住宅の優遇制度について伺います。現在まで市が行ってきた優遇制度について、単身者に対する優遇制度も含めてお示ください。

また、平成13年度要綱制定後の高額所得者の退去状況についても伺います。

木下 真まちづくり局長 市営住宅における優遇制度及び高額所得者についての御質問でございますが、初めに、市営住宅の入居者募集時における優遇制度につきましては、世帯向け住宅で、当選倍率を一般の方が1に対して、5年以上落選者は30倍、ひとり親世帯、多子世帯は5倍、4人以上の家族の世帯は3倍とする優遇倍率制度がございます。

次に、単身者についてでございますが、そもそも公営住宅法では、入居資格に同居する親族があることとされておりまして、単身者につきましては入居資格の特例としてあります。単身者の入居資格には、住宅の困窮理由や所得などの入居者資格のほかに、生活保護受給者や障害者手帳所持者以外の方では、50歳以上の方のみが応募できるという制度になっております。

次に、高額所得者の退去状況についてでございますが、平成13年度に、川崎市営住宅高額所得者明渡請求事務処理要綱を制定して、要綱に基づき、平成14年度から住宅の明け渡し請求を始めております。平成14年度は高額所得者112名のうち18名に対して明け渡し請求を行い、全員が退去しております。平成15年度は93名のうち15名に対して明け渡し請求を行い、そのうち既に14名が退去しており、残りの1名につきましては、現在、退去するよう指導しております。今年度は、高額所得者62名のうち7名に対して、平成17年3月末日を期限として明け渡し請求をしております。以上でございます。

吉沢章子委員 では、他都市と比較して、本市の制度のすぐれている点、劣っている点について、まちづくり局長の率直な見解を伺います。

木下 真まちづくり局長 優遇制度の他都市との比較についての御質問でございますが、世帯向け住宅におきまして、本市の優遇制度は他の政令指定都市の2倍から5倍に比べ、3倍から30倍とするなど、当選倍率を高く設定しております。しかしながら、優遇措置の適用される申し込み区分におきまして、住宅の種類や地区などを限定しております。他都市との比較では、優遇措置の取り扱いや方法がさまざまで、それぞれの都市の事情により異なっているようでございます。以上でございます。

吉沢章子委員 世帯向けには高倍率な優遇がありますが、例えば、母子家庭で多摩区で申し込もうとすると、全く優遇措置の適用はありません。対象住戸が15戸に満たないため、確率が高くなり過ぎるという理由からであります。高齢の単身者もふえる中、現在の優遇制度では、公平感、平等感において担保されていないと言わざるを得ません。時代の推移とともに制度の改革は必然と考えます。指定管理者への委託により、民間の機動力を駆使してニーズを調査し、施策に反映していくなど、実態に合った改革が必要と考えますが、見解と、指定管理者への委託のスケジュールについて伺います。

木下 真まちづくり局長 市営住宅の優遇制度の見直しについての御質問でございますが、市営住宅に入居を希望される方々から、優遇制度の取り扱いについてさまざまな要望がございます。優遇制度の見直しにつきましては、住宅政策審議会の意見なども伺いながら、また、他都市の事例を参考にして、真に住宅に困窮する方々へ提供する施設といたしまして、適正な管理を目指す中で、平等で公平性を維持される施策を研究してまいりたいと考えております。また、指定管理者制度につきましては、適正管理が円滑に運営できますよう、平成18年4月の導入に向けて検討しております。以上でございます。

吉沢章子委員 何をして平等と言うのか、という議論は大変難しいことは理解します。しかしながら、入居希望の方々にとっては切実な大問題であります。市民意見の集約の場を住宅政策審議会ととらえるのは疑問が残りますし、供給する側として、まずは需要の実態調査は不可欠と考えますので、検討を要望いたします。

また、高額所得者及び滞納者への法的措置が平成13年度に制度化されてから実績を上げているとのことです。担当の御努力は評価いたしますが、問題点がすべてクリアになったとは思えません。さらなる検討が必要であると考えます。また、現在問題になっている迷惑行為についても、法的措置を含め検討を要望いたします。今後、指定管理者への委託内容も検討され、審議会の答申も来年初旬には出されるとのことですので、この件につきましては、また次の機会に伺わせていただきます。

次に、歳出の5款環境費2項1目緑化推進費における緑化推進事業補助金に関連して、建築物の緑化について伺います。この補助金から、市民の方々への屋上緑化の補助金が支出されておりますが、平成15年度における民間の建築物緑化の実績について伺います。金額と各区及び全市の面積実績についてお示しくください。

石井二郎環境局長 民間建築物緑化の実績についての御質問でございますが、平成15年度の実績といたしましては、いわゆる緑の条例に基づく緑化協議並びに屋上緑化等助成事業による申請件数を合わせまして33件、うち助成事業にかかわる助成額は約1,074万円でございます。また、既存建物のものが12件、新築が21件、緑化面積は約9,000平方メートルと

なっております。なお、区別の内訳といたしましては、川崎区は3件で95平方メートル、幸区は5件で2,306平方メートル、中原区は8件で3,994平方メートル、高津区は4件で410平方メートル、宮前区は3件で431平方メートル、多摩区は8件で1,623平方メートル、麻生区は2件で146平方メートルでございます。以上でございます。

吉沢章子委員 市民の皆さんの御協力によって、着実に川崎市の緑がふえています。今後も推進すべき施策であります。では、川崎市公共建築物における緑化の実績についてお示しください。

石井二郎環境局長 市内の公共建築物における緑化の実績についての御質問でございますが、市内の公共建築物につきましては、過去にいさご会館、多摩区役所、幸区役所等で屋上緑化の実績がございますが、平成15年度につきましては、緑化協議のあったもの7件のうち、実際に計画しているものは、現在建設中の川崎南税務署の39平方メートルでございます。以上でございます。

吉沢章子委員 片や9,000平方メートル、片や39平方メートル。数値の対比は明らかであります。この数値を記憶していただきながら、さて、視点を変えて、学校における建物緑化の取り組みについて教育長に伺います。環境教育における地域のコアとして、まず学校から建築物の緑化を進めることは大変意義深いこととございます。文部科学省においてもエコスクール整備として、建てかえに際してエコスクール化しようという指針を示しています。先日の我が党の代表質問では、学校複合化のメリットを最大限生かそうという視点において、教育長の御賛同を得ました。そこで、次に、地域の交流拠点として、学校の増・改・新築に際して建物を緑化しエコスクールを目指す、つまり川中島中学校では実現できなかった建物緑化を、来年度改築予定校からでも行うべきであるとも考えますが、見解を伺います。

また、既存校での建物緑化の取り組みは、現在、意欲のある先生がいらっしゃる学校に限られているように感じます。教育委員会として必要は認識していると思いますが、今後どのように進めていかれますでしょうか。さらに、かわさき教育プランには、驚いたことに環境教育の記述がございません。環境の世紀と言われるこの時代、世界的価値観である環境教育について、プランに明記するのは当然と考えますが、あわせて見解を伺います。

河野和子教育長 学校における建物緑化の取り組みについての御質問でございますが、現在、屋上の利用といたしまして、稗原小学校や富士見中学校などで、菜園を設けたり、芝生を植えたりして緑化を進めているところでございます。改築予定校につきましては、これまでの各学校での実践をもとに、改築の基本構想や設計の段階から、地域や学校とも十分に協議しまして、地域の特性や学校環境に応じた建物緑化を進めてまいりたいと考えております。また、既存校への進め方につきましては、今年度は、京町小学校で子どもたちの意見を聞きながら屋上緑化を行っているところでございます。今後も、児童生徒の栽培活動などを通して、心をはぐくむ環境教育にも配慮した建物緑化についての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境教育のかわさき教育プランへの位置づけについてでございますが、環境教育につきましては、持続型社会の実現に向けて大切なことと考えておりますので、かわさき教育プランの策定を進める中で検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子委員 大変前向きな御答弁をいただきました。改築、既存とも建物緑化を進めるとの御答弁。広い視野に立った環境教育を目指すためにも、実現を強く要望いたします。また、今後とも注目してまいりたいと思います。また、持続型社会の実現は、新総合計画素案のコンセプトでもあります。整合性においても、環境教育のかわさき教育プランへの明記は当然と考えますので、こちらでも強く要望申し上げます。

続いて、財源について財政局長に伺います。現在、緑化基金など、緑化に関して市民の皆さんに御協力をいただく財源がありますが、それも既に元金を取り崩している状況にあります。市民が緑化事業に関して関心を持ち、また、積極的に参加していくという観点から、グリーンジャンボ宝くじの充当や、平成15年度発行されたミュージア川崎シンフォニーホール債のようなミニ公募債の発行など、自治体はもっと市民にわかりやすい資金調達の方法を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

榎澤孝夫財政局長 市民にわかりやすい資金調達手法についての御質問でございますが、初めに、グリーンジャンボ宝くじ収益金の充当についてでございますが、都道府県及び指定都市は、地方財政法第32条の規定に基づき、公共事業の財源とする場合のほか、公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、宝くじを発売することができることとされております。総務省令で定める事業といたしましては、緑化など環境保全対策事業のほか、地域の情報化事業、高齢化・少子化対策事業、芸術・文化振興事業、地域経済活性化事業などがございます。また、グリーンジャンボ宝くじにつきましては、通常の公共事業分に総務省令で定める特定資金目的の金額が上乘せされて発売されているものでございまして、その特定の資金目的には、グリーンの名の由来である緑化事業のほか、地域の情報化事業、芸術・文化振興事業などがございます。

本市の平成15年度のグリーンジャンボ宝くじの収益金は4,338万円余となっており、その全額を法令の趣旨に沿い、街路樹植栽事業など環境保全対策事業に充当しているところでございます。また、今年度につきましては、地球温暖化対策やリサイクル推進など、地域における環境の保全等に充当していくこととしております。

次に、ミニ公募債についてでございますが、平成15年度にミュージア川崎シンフォニーホールの取得事業を対象といたしまして、初めて発行いたしましたけれども、資金使途の明確さもあって、大変好評をいただいたところでございます。販売の際に行った購入者アンケートによりますと、市政や対象事業に対する積極的な関心の高さをうかがうことができました。また、今後のミニ公募債の対象事業として、福祉・医療事業、文化・スポーツ事業、環境事業への充当を望む回答が多かったことを受けまして、今年度は市民健康の森推進事業を対象として、12月に発行を予定しているところでございます。したがって、資金調達に当たりましては、今後も、宝くじの販売促進やミニ公募債のような、市民の皆様方にわかりやすい調達手法を継続的に行うことが必要であると考えているところでございます。以上でございます。

吉沢章子委員 今ある少ない財源を取り合うのではなく、新たな財源を確保することは緑化事業のみならず非常に重要な課題であります。財源における市民協働のために、さまざまな観点から検討が必要であります。この件はまた後で申し上げるとして、続いて副市長に伺います。

先日、東京で真夏日79日と新記録が更新されました。さらには集中豪雨などの被害が相次ぎ、台風も世界じゅうで猛威を振るっています。まさに地球温暖化が私たちの生活そのものに影響を及ぼしており、その対策が喫緊の課題であることは論をまちません。さきの代表質問においても、我が党を初め、多くの意見が出されたところであります。先ほどの緑化面積39平方メートルという数字を思えば、明らかに川崎市公共建築物のほとんどはヒートアイランド現象の熱源となっております。市は、公の責任をどう果たしていかれるのでしょうか。今まで伺った局以外にも、さまざまな局との連携が必要であり、公共建築物の緑化に対する全庁的な議論は必然と考えますが、御担当の鈴木副市長の見解を伺います。

鈴木真生副市長 建築物の緑化に関する全庁的な取り組みについての御質問でございますけれども、高度に都市化の進展した市街地におきましては、建築物の緑化は、貴重な緑を確保する手段といたしまして極めて有効であると考えておるところでございます。特に公共建築物の緑化は、その先導的な役割が期待されるものでございますので、効果的な緑化手法や制度上の位置づけなどにつきまして、関係局間での連携、調整を急いでまいりたいと存じます。以上でございます。

吉沢章子委員 前向きな御答弁をいただきました。次の項目として伺うCSRに取り組む本市としては、先導的役割としての公共建築物の緑化は当然と考えます。さらに、新総合計画に位置づけを明記すべきであると強く要望を申し上げます。全庁的な会議を早急に開いていただけるようでございますので、今後の経過をしっかりと見守ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、地球環境への貢献に関連して、CSRについて、総合企画局長、財政局長に伺います。CSRはコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティの略で、直訳すると、企業の社会的責任であります。このCSRの意義と民間への働きかけを含めた、本市のCSR推進に対する取り組み状況について、総合企画局長に伺います。

北條秀衛総合企画局長 企業の社会的責任 CSRの取り組みについての御質問でございますが、地球環境に配慮した持続可能な社会の構築や、社会の信頼にこたえ持続的な成長を実現していく企業活動や企業経営のあり方が、産業界はもとより市民からの注目を集めているところでございます。CSRの考え方では、企業は株主だけではなく、顧客、従業員、取引先、さらには地域住民など、すべての利害関係者の利益を実現することが、社会的な存在として求められるようになるものと考えております。具体的には、法令遵守、地球環境に配慮した活動、消費者対応、雇用のあり方、地域社会への貢献といった視点が評価され、その結果として、投資先が選別されたり、消費者の購買行動が変化したりすることから、CSRの考え方を企業活動の中に取り入れようとする動きが世界じゅうで広がっております。

本市といたしましては、産業都市として発展してきたこれまでの成り立ちや、環境問題に直面し、これを克服してきた経験や技術を有する企業が立地していることなどを踏まえ、CSRの考え方に即した活動を促進していくことは、大変意義があるものと考えているところでございます。あらゆる事業活動において、今後こうした取り組みが求められることから、市内の事業所などでも関心が高まりつつあり、本市においても、本年5月から庁内検討会議を設置し、経済と環境や地域社会との調和を図り、よい活動がまた次のよい活動へと連鎖する、好循環のまちづくりを目指して研究を始めたところでございます。今後と

も、民間企業における地球環境に配慮した活動や地域社会に貢献する活動を促進するとともに、私ども自治体みずからの先導的な取り組みも含めて検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

吉沢章子委員 CSRの理念は、まさにグローバルスタンダードと言えるもので、Cの示す企業のみならず、市民やすべての組織活動が配慮すべき視点であることは言うまでもありません。御答弁のように、自治体みずからが先導的な取り組みをしていくことは必然と考えます。今後の取り組みに大いに期待を持っておりますので、鋭意推進していただきますよう、強く要望いたします。

また、こうした視点から見れば、例えば、市の取引先を選択するときに、社会的貢献を果たす事業者であるかどうか、選定の判断基準に市の示す主観点数として加算を考慮すべきではないかと考えます。それは政策入札という考え方であります。

そこで財政局長に伺います。本年4月から施行されている本市の現在の入札方法は、価格を公表した上、入札価格の下限を示しており、透明性は確保できるが品質において担保がとれるのかという疑問が残ります。政策入札は、社会貢献にまじめに取り組む事業者が自然に優先される手法であり、ひいては品質の確保につながると考えられます。局長は入札制度について、さきの代表質問において、不備な点は改善をしていくとの御答弁もされておりますが、政策入札の導入について見解を伺います。

胡澤孝夫財政局長 政策入札についての御質問でございますが、政策入札は、価格に加え、本市の政策に沿う入札条件を設定し、それらを総合的に評価することにより、本市にとって最も有利な者を契約者として選定することができる入札方式でございます。地方自治法施行令に規定がございます総合評価落札方式による方法と考えております。

他都市におきましては、庁舎の総合建物管理業務において、福祉や環境への配慮等を評価項目として、入札価格とそれらの評価を総合して落札者を決定した事例がございます。この政策入札の実施に当たりましては、価格以外の条件について、明確な基準により数値化した上で競争に付することが求められておりまして、環境への取り組みや地域貢献などを条件とする場合には、個々の契約案件ごとに客観的な評価項目や評価基準を定めるという課題がございますことから、今後関係局と協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子委員 大阪府などでは、70%が金額、30%が政策評価で落札されたとも仄聞しております。地域に貢献する優良事業者を選択する上でも大変有効な手段であると考えます。政策入札及びCSRについて、さらに前向きに検討していただきますよう、強く要望申し上げます。

次に、歳入の1款1項1目市民税に関連して、市民が決める市民税の用途について財政局長に伺います。また、要望のみは副市長に申し上げます。本市、平成15年度決算における市民税は、1,046億9,734万5,798円と、個人、法人ともに前年度に比べて増額をしております。市民の皆さんの経済活動が少しずつ活発になってきているのかというあらわれかとも受け取れます。さて、その市民税の使い方について、市民自身が選択できたり、NPOやボランティア団体などに対する資金援助について市民に選択をゆだねるという施策の導入が、他都市において検討されております。本市の取り組みについて財政局長に伺います。

胡澤孝夫財政局長 市民が決める市民税の用途についての御質問でございますが、新総

合計画素案におきましては、「参加と協働による市民自治のまちづくり」を基本政策の一つとしております。これは、本格的な少子高齢社会の到来などに伴う市民の価値観の変化と、市民ニーズの多様化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、分権時代にふさわしい新たな自治の仕組みづくりと、市民と行政による協働のまちづくりを推進するものでございます。こうしたことから、新総合計画の策定に当たりまして、タウンミーティングなどを通じ、市民の意見を反映させることとしておりますので、本市の予算は、この市民の意見を反映した新総合計画に基づく実行計画を見据えたものになると考えております。

また、本市では、市民・各種団体とのパートナーシップを強化し、新たな公民の役割分担を構築する有効な行政手段の一つとして、補助金の積極的な活用について検討しておりますが、平成16年度からかわさき市民公益活動助成金制度を創設し、市民活動団体に対し支援を行うこととしております。この制度は、財団法人かわさき市民活動センターを中間支援組織とし、公開性と透明性を確保する観点から、公募と公開による審査により交付を決定するものでございまして、今後はこのような制度の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

吉沢章子委員 他都市とは違った本市のあり方を模索しているといったところでしょうか。方向としては同じ方を向いていると思いますが、わかりやすさという観点からは疑問が残ります。さらなる展開を要望いたします。

最後に、市長がいらっしゃらないので、財政・総合企画局御担当の東山副市長に要望申し上げます。財政面での市民協働というコンセプトで、財源の確保における市民参加については、先ほどの緑化事業に関して、また、税の使い方における市民参加については、今伺いましたところでございます。いずれにしても、わかりやすさが市民協働の第一歩でございます。市民の皆さんの参加意識が高まり、達成感のある、より市民にわかりやすい財政施策のあり方が必要であると指摘をさせていただきます。

また、本市の厳しい決算状況を見ても、各局とのやりとりを通じて、新たな財源の確保は喫緊の課題であると痛感をいたしました。出資法人の見直しや人件費の削減など、スリムにすべきものは肅々とすべきは当然でございますが、片やニュー・パブリック・マネジメントなどの考え方もございますし、自治体も、もっと積極的な財源確保をしてもいいのではないかと思います。国は、地域再生に向けて、住民ミニ公募債を含むコミュニティーファンドやベンチャーファンドなどの考え方を打ち出しています。新たな財源確保、さらにはCSRの実現の意味からも、本市においてそれらを新総合計画へ位置づけることは未来にとって明るい材料となると考えます。位置づけを強く要望いたしますとともに、新たな財源確保の方法を早急に検討すべきと指摘をさせていただきます。私の質問を終わります。ありがとうございました。